

消費税区分記帳上の注意点

(全青色 個人事業者のためのやさしい消費税
—軽減税率のあらまし—より一部抜粋)

軽減税率8%が適用される取引は、帳簿に「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」の記載が求められます。記帳を手書きによりおこなう事業者は、複数税率に対応した区分経理や適用税率ごとの集計を、正確かつ効率的におこなううえでパソコン会計ソフトの導入が有効です。

〔1〕 帳簿の法定記載事項～軽減税率8%の適用を明記～

2019年10月1日以後、帳簿への法定記載事項は「③取引内容」に「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)」が加えられます。

- ①取引の相手方の氏名または名称※¹ ②取引年月日
③取引内容（「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」を含みます）※² ④取引金額

※1 ①取引の相手方の氏名または名称は、原則として正式名称を記載しますが、正式名称・住所・電話番号などを記載した「取引先名簿」をあらかじめ作成して、略称や番号などによって記載しても差し支えありません。

※2 ③取引内容も①取引の相手方の氏名または名称と同様に、商品名や仕様などを記載した「商品コード一覧」をあらかじめ作成して、そのコードなどで記載しても差し支えありません。また、「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」は、記号による記載でも差し支えありません。記号による記載の場合は、凡例（記号の意味）も帳簿に記載します。



これまで手書きによる帳簿を作成するときは、課税取引以外の取引の課税区分をあきらかにするために、たとえば非課税取引を「非」、不課税取引を「不」、免税取引を「免」などと記載していました。課税取引のうち軽減税率8%が適用される取引は「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」を「※」、「8%」などのように記載します（記号の場合は凡例〔記号の意味〕も記載。下の記入例参照）。

標準税率10%の適用取引と軽減税率の8%の適用取引は、行を分けて記入するとよいでしょう。これは一定期間の取引をまとめて記載する場合も同じです。

【総勘定元帳の記入例】

		仕 入		(税込経理)	
○年 月 日		摘 要	借 方	貸 方	
~~~~~					
請求書等保存方式（現行）の記帳					
×	△	白色商事 × 月分 日用品および食料品	129,600		
~~~~~					
区分記載請求書等保存方式（2019年10月から）の記帳					
×	△	白色商事 × 月分 日用品	88,000		
	〃	白色商事 × 月分 食料品※	43,200		

(※ 軽減税率対象品目)

詳しくは、税理士無料個別相談会をご利用ください。 ☎ 381-3101